

(年金展望台)：中南米の拠出建て年金のモデル：チリの AFP の制度 (1)

この10年余り、拠出建て年金(確定拠出型年金)は世界的に広がりつつある。その1つのモデルとされているのがチリの AFP 制度である。その導入の背景と概要及び商品内容と政府の関与について、2回にわたってみていこう。

チリと言うと読者の皆さんは何を思い浮かべるだろうか。落盤事故で閉じこめられた鉱山作業員 33 人が 69 日ぶりに救出された、2010 年 10 月 13 日のニュースだろうか。あるいは安くて美味しい赤ワインだろうか。日本の約 2 倍に当たる 75 万平方キロメートルに人口 1700 万人を擁するとされる、このあまり目立たない国が実は中南米では経済の優等生の 1 つに数えられている。例えば、2010 年の 1 人あたり GDP は 12,000 ドル(日本の約 1/3)であり、ブラジルやメキシコと肩を並べるか、少し高い。国家財政も堅実であり、S&P による長期債の格付けは(自国通貨建て AA、外貨建て A+)、ブラジルやメキシコを上回っている。

チリの経済政策の基本となっているのが、チリモデルと呼ばれる、市場による資源配分・価格付けの機能をできるだけ活かそうとする自由主義的な政策である。そのきっかけとなったのが、1973 年の軍事クーデターにより成立したピノチェット政権の下での規制緩和であった。その政策立案に重要な役割を果たしたのが、「シカゴボーイズ」と呼ばれるチリの経済学者である。1950 年代に米国のシカゴ大学においてミルトン・フリードマンを中心とするシカゴ学派経済学者の指導を受けた彼らは、クーデター後次々と政権の要職を占め、自由主義的な政策を実行していった。フリードマンはこうした政策が物価の安定と高い成長、さらに乳幼児死亡率の低下など医療・衛生の改善をもたらしたとして、この結果を「チリの奇跡」と呼んだ。もっとも、自由主義的な政策に対しては、貧富の格差の拡大や貧困率の上昇を招いたという批判もある。

自由主義的な経済政策の 1 つの象徴が 1981 年に実施された年金制度の改革である。チリでは 1920 年代に賦課方式の給付建て(確定給付型)公的年金制度が創設されていた。しかし、100 以上の制度が分立し、制度間に負担と給付の大きな格差があった。給付水準や受給開始年齢、物価スライドの有無などが異なり、多くの場合、富裕層や高級官僚ほど恵まれた給付を受け取っていた。しかも、少子高齢化による収支の悪化から、年金制度には GDP の 4% に上る国庫負担が積み込まれていた。結局、年金制度が一部の特定グループのためのものとなり、「公的な給付が本当にそれを必要としている人々に行き渡っていない」という批判が広がっていった。

そこで新たな年金制度としてピノチェット政権下のピネイラ労働大臣が導入したのが、拠出建て(確定拠出型)の個人勘定年金 AFP (Administradoras de fondos de pensiones) 制度である。この制度の下、被用者は AFP と呼ばれる年金運用会社を選び、その賃金の 10% を拠出しなければならない。各 AFP はその資金を引退年齢まで運用する。引退年齢後、加入者は終身年金を購入するか、購入しない場合には資金を計画的に引き出していく。なお、自営業者は AFP 制度への加入を義務づけられてはいない。

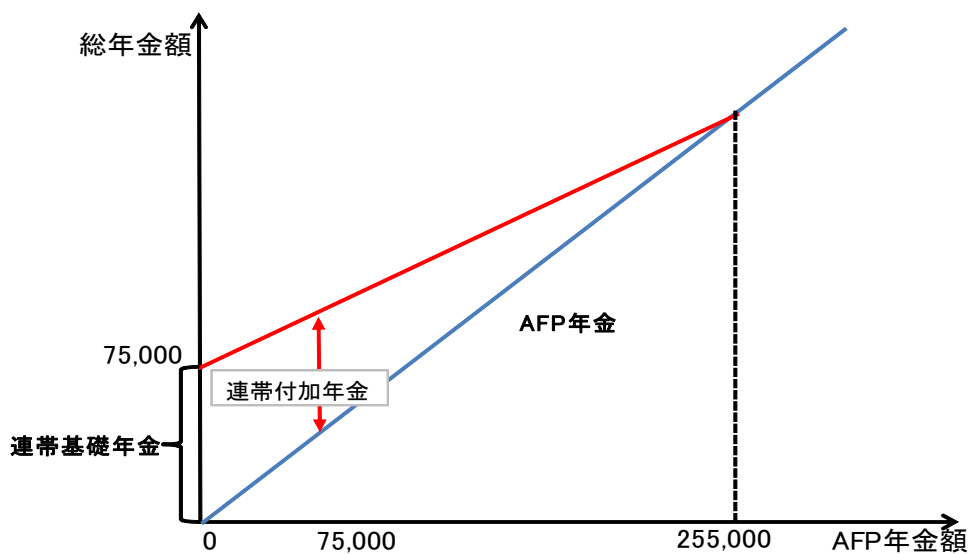
この AFP 制度の創設によって、チリの年金・社会保障制度は三層構造となった。その後、何度かの制度改革があったものの、基本的な姿は変わっていない。現在の第 1 層は高齢者向けの連帯基礎年金 (PBS) と連帯付加年金 (APS) からなる。前者は 1981 年改革前の年金制度及び AFP 制度からの年金給付がない場合に、居住を要件に支給される月額 7 万 5 千ペソ (1 ペソ=0.14 円 : 7 万 5 千ペソは中位年収の 38%) の給付である。後者はその上乗せであり、年金額 1 ペソあたり約 0.29 ペソを、7 万 5 千ペソから削減した額を支給する。AFP から 25 万 5 千ペソが支給されると連帯付加年金はゼロとなる (図表 1 参照)。両者の財源は共に一般税収である。

第 2 層が AFP 制度である。ただし、制度発足当時の加入者はそのまま旧制度 (INP) に残るか、AFP 制度に移るかを選択できた。AFP 制度に移った場合には、旧制度において雇用主が支払っていた保険料が貸金に上乗せされ、過去の保険料支払いに対しては政府が発行する認定国債 (Recognition Bond) を受け取るようになった。認定国債は 35 年加入することで、引退時に AFP 創設当時の貸金の 80% を受け取ることができるという計算の下で、加入期間に応じた資金を、加入者の引退時点で国が支払う国債である。第 3 層が任意加入の個人勘定年金である。加入者またはその雇用主による拠出が一定限度まで、加入者の課税所得から控除される。第 3 層の拠出対象は当初は AFP の運用会社だけであったが、2002 年から生命保険会社や投資信託も拠出対象として認められた。

自営業者や若者を中心として、加入・納付率が低い (現在約 60%) などの問題を抱えつつも、チリの AFP 制度は中南米諸国の中では成功例とされてきた。米国のブッシュ大統領が 2005 年に導入を提案した個人勘定制度でもチリの改革がモデルとされている。次回 (8 月号) では、この AFP 制度の商品設計に関する興味深い特徴を解説する。

図表 1 : チリの公的年金制度 (老齢年金)

単位: ペソ (金額は 2012 年)



(名古屋市立大学 大学院経済学研究科 臼杵 政治)